

| | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 覧 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

消費生活センターだより (冬号)

発行：橋本市消費生活センター
0736-33-1165
発行日：令和7年2月1日

実在する事業者や公的機関を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話がかかってきても、すぐに支払わないでください！正式な問い合わせ先を確認しましょう。知らない電話番号や非通知からの電話には『**出ない**』『**話を聞かない**』『**かけ直さない**』でください。わからないときや迷ったときは、消費生活センターにお電話ください。

令和6年度 相談受付状況 (4月～12月)

苦情相談件数 315 件

(前年同時期より 38 件増加)

苦情相談の販売形態割合

1 位 通信販売 (32%)

2 位 店舗購入 (12%)

※通信販売による相談が最も多い

通信販売はクーリング・オフの対象外

購入商品の返品や解約については、事業者のルールに従うことになります。

契約者の年齢別割合

1 位 70 歳代 (21%)

2 位 80 歳以上 (16%)

※80 歳以上の相談者が増加

【トラブルの事例として】

- ① 「初回〇〇円」や「お試し無料」など、お徳感に惹かれ注文した時に、《さらにお得なコースへの変更》や《期間限定クーポンを選択》すると、1 回限りの購入では終わらず、3 か月ごとの定期購入となっていた。
- ② 注文した商品と違う物が届いたり、お金を振込んだが商品が届かなかったりするほか、返品やキャンセルを申し出ると手数料がかかると言われた。

注文を確定する

前にまず確認！

- 正規サイトから注文し、『最終確認画面』を必ず保存。
- 特定商取引法に基づく表記や利用規約で返品特約・解約条件や解約時の連絡先を確認。

クレジットカードの不正利用にご注意!!

クレジットカード会社から『口座残高不足』の通知が届いた。あわてて利用明細書を確認すると、身に覚えのない請求がされていた という相談が寄せられています。

～不正利用を防ぐためには～

- * 毎月の利用明細書を必ず確認。
- * 家族カードで家族が利用している場合があるので、家族にも確認。
- * ID やパスワードの使いまわしはしない。
- * 不正利用かもと思ったときは、早急にカード会社へ連絡。

くらし応援隊養成講座を開催!

受講料
無料

『くらし応援隊』とは、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、地域での啓発や見守り活動をしていただく市民ボランティアのことです。

悪質商法や特殊詐欺、契約トラブルなどの消費者問題について学んだ知識を活かし、ご自分や家族、地域の方の消費者被害を防ぎましょう。

| 日時 | 講座内容 | 講師 |
|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 2/5 (水) 13:30~16:00 | 橋本市の消費者行政、くらし応援隊の役割、 消費者トラブルの現状 | 橋本市消費生活センター |
| 2/19 (水) 13:30~16:30 | 知っておきたい法律知識 | 弁護士 森田 拓哉 氏 |
| 2/26 (水) 13:30~15:30 | 消費者トラブルに遭わないための地域での見守り | NPO 法人 消費者サポートネット和歌山 |

会場：市民会館 2階 会議室

対象：15歳以上の市民で、原則 講座すべてに参加できる方

申込み：電話・FAX・申込フォーム（右の二次元コード）から申込みください → → →



橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

電話：0736-33-1165（くらし応援隊養成講座のお問い合わせ）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所1階 窓口⑤

FAX：0736-33-1200 Mail：hashimoto_cc@city.hashimoto.lg.jp



はしぼ